

○契約弁護士等に対してとった措置について			
年度	効力発生日	措置の内容	措置事案の概要
令和7年度	令和8年3月4日	1年6か月間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、Aから遺産分割調停事件等を受任したところ、 (1) 遺産分割調停の申立てをしていないにもかかわらず、申立てをしたと報告し、その後も調停事件の係属を前提に裁判所からの問合せがあった旨を報告し期日指定の見通しを述べるなど虚偽の説明をしたこと、 (2) その後、遺産分割調停の申立てをしたが、事件が調停に代わる審判に移行したところ、Aに対し、審判手続の説明やこれに対するAの意向の確認をしておらず、また、審判書（なお、当該審判書は、結果的に無効であった。）を受領してから10か月間これをAに送付しなかったこと、 (3) その後、新たに有効な審判書（以下「新審判書」という。）を得たが、これをAに交付するに当たり、異議の申立ての方法等について説明し、協議していないこと を理由に、令和7年8月25日付けで日本弁護士連合会から、令和5年9月26日付け所属弁護士会による対象弁護士を懲戒しない旨の決定を取り消され業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。
令和7年度	令和8年2月28日	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、Aの成年後見人であったところ、令和3年3月22日にAが死亡し、同日、A名義の貯金から300万円の払戻しを受け、同月31日にAの葬儀費用を支払った後、Aの相続人に対し、払戻しを受けた300万円の用途等を説明せず、300万円から費用を差し引いた残金を引き渡さなかったことを理由に、令和7年7月13日付けで所属弁護士会から業務停止3月の懲戒処分を受けたもの
令和7年度	令和8年1月28日	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、日本司法支援センターに対し、令和4年6月6日から同年12月13日までの間に法律相談を行った7名について、実際には法律相談を行っていない日にも法律相談を実施した旨の援助申込書及び法律相談票を作成して提出し、法律相談費を請求したことを理由に、令和7年5月16日付けで愛媛弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。
令和7年度	令和8年1月27日	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、勾留されているAとの弁護士接見の際、対象弁護士の携帯電話を使用して、令和5年3月16日から同年5月13日までの間、20回にわたり、Aに一般社団法人Bの関係者等と通話をさせたことを理由に、令和7年12月19日付けで、日本弁護士連合会から、令和7年3月24日付けで大阪弁護士会から業務停止1年の懲戒処分が変更された業務停止10月の裁決を受けたもの。
令和7年度	令和8年1月27日	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、平成29年11月1日、株式会社A及びA社の代表取締役の代理人として、株式会社Bら債権者に対し、破産手続の申立てを受任した旨を通知した後、B社から再三にわたり問合せや催促があったにもかかわらず、正当な理由がないのに、申立てを行わなかったことを理由に、令和7年6月12日付けで東京弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。
令和7年度	令和8年1月19日	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、AからBに対する養育費請求事件を受任し、平成27年8月6日に合意を成立させ、この合意に基づき、同月26日、721万9742円が対象弁護士の預り金口座に振り込まれ、また、平成28年3月2日、Aの代理人としてBに対する損害賠償請求訴訟を提起し、同年11月28日に和解が成立し、これに基づき、同年12月28日、200万円が対象弁護士の預り金口座に振り込まれたが、Aに送金しないまま、平成29年9月25日から令和2年3月13日にかけて、合計810万円を、本来の預り金の使用目的以外の目的で払い戻し、対象弁護士の事務所口座又は対象弁護士が業務とは別に管理する個人口座に入金する等したことを理由に、令和7年5月14日付けで岡山弁護士会から業務停止3月の懲戒処分を受けたもの。
令和7年度	令和8年1月16日	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、 (1) Aから消費者被害事件を受任し、加害者との間で1270万8300円を分割で支払う旨の和解を成立させ、平成30年7月に対象弁護士の預り金口座に振り込まれた初回の入金分180万8300円をAに返還したものの、それ以降に回収した1010万円について、返還請求があったにもかかわらず、これを返還せず、このうち少なくとも917万8287円を流用したこと、 (2) Bから遺産分割協議を受任し、令和3年3月26日、遺産である不動産を換価した1330万円が対象弁護士の預り金口座に振り込まれたが、仲介手数料及び振込手数料を控除した1276万1230円について、Bの返還請求があったにもかかわらず、これを返還せず、流用したことを理由に、令和7年2月4日付けで所属弁護士会から業務停止1年の懲戒処分を受けたもの。

○契約弁護士等に対してとった措置について			
年度	効力発生日	措置の内容	措置事案の概要
令和7年度	令和8年1月16日	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、平成30年3月頃から令和4年夏頃までの間、株式会社Aから紹介を受けた厚生労働省が行っている雇用関係助成金各制度の計画及び支給申請を希望する事業者から助成金申請代行業務を受任したが、その大部分を株式会社Bに委託し、対象弁護士の事務所の助成金申請部という名称を用いて業務を行っていたところ、B社及びB社と雇用関係にある担当者が行う助成金申請代行業務は弁護士法第72条に違反すると疑うに足りる相当な理由があるにもかかわらず、所属東京弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。
令和7年度	令和8年1月16日	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、令和3年4月、株式会社Aの申立てにより仮差押決定が発令され、同月13日、Cの主導により設立された株式会社Bの預金債権が仮に差し押さえられたところ、同月23日、本来ならB社名義の口座にて受領すべきB社の実質的な事業資金3000万円を預かり、また、同年5月13日から8月17日にかけて、A社からの上記仮差押えの対象とされたB社名義の口座から振込により対象弁護士の預り金口座に計245万71466円の入金を受けると、A社によるB社名義の預金口座に対する仮差押えの目的を害するおそれのある行為を行ったことを理由に、令和7年4月28日付けで所属弁護士会から業務停止3月の懲戒処分を受けたもの。
令和7年度	令和8年1月16日	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、 (1) 株式会社Aとの間で締結した法律顧問契約に基づき、平成28年4月1日から平成30年1月末日まで同社の顧問弁護士の地位にあったところ、A社からの依頼に基づき作成した同社の平成28年9月16日制定及び同日施行の就業規則等の案文において、就業規則の絶対的必要的記載事項である始業及び終業の時刻並びに休憩時間について必要な記載を欠いたものを作成したこと、 (2) 平成29年10月下旬、A社の代表者Bに対し、別の顧問先C株式会社が金融機関から融資を受けられるようにするための見せ金として利用するため、500万円を対象弁護士の預り金口座に振り込むよう依頼して振り込ませ、これをC社に提供したこと、 (3) 平成29年11月28日、自己の法律事務所の資金繰りという個人的経済的利益のため、民事訴訟事件の依頼者であるDから、30万円を借り受けたこと、 (4) 平成30年1月頃、顧問先であるA社に対し、投資に対するリターンが月利8パーセントという現実には存在しなかった投資話を、かかる投資話が確実に存在するという確証なく安易に持ち掛けたこと、 (5) A社の女性従業員に対し、セクシュアル・ハラスメントに該当する言動をしたこと、 (6) A社において自身のことを「裏社会の弁護士」と表現するなどし、反社会的勢力との関わりを示唆したこと を理由に、令和7年5月2日付けで所属弁護士会から業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。
令和7年度	令和7年12月25日	3年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	本件は、対象司法書士が、 第1 (1)令和2年2月、Aから債務整理手続の依頼を受け、その際、Aから個人再生申立費用として2万円を受領し、(2)Aの債権者に対し、同年3月付けで「債務整理開始通知」を送付し、債権者10社から債権届の提出と取引履歴の開示を受け、(3)同月、Aとの間で、個人再生手続開始申立書作成に関する委任契約（以下「本件契約」という。）を、申立費用を72万5000円として締結し、同申立費用のうち、報酬20万円、管財費用21万円の合計41万円を受領し、(4)同日、23万円を「司法書士坂東法律事務所預り口坂東守」名義の預金口座（以下「本件口座」という。）に入金し、(5)Aは、申立費用から前記(1)から(3)で支払済みの額を差し引いた残金29万5000円のうち28万円について、令和2年3月から同年10月までの間、8回に分けて本件口座に振り込む方法により対象司法書士に支払ったところ、(6)対象司法書士は、本件契約の遂行のために必要があるとして、Aから、令和2年3月から7月まで及び同年9月分の家計表等を封入した封筒の提出を受けながら、これを開封せず、また、同年11月にAが送付した10月分の家計表等を受領せず、同家計表等は、受取人不在による保管期限経過のためAに返戻され、(7)令和3年2月、対象司法書士が、Aに対し、依頼された業務を行うことができない旨を申し出たことにより、本件契約は終了し、(8)対象司法書士は、前記(3)から(7)までの約1か月間にわたり、Aからの債務整理手続に関する依頼に基づく書類作成業務を一切行わなかったこと、 第2 (1)対象司法書士自身の財産とAからの預かり金とを区別して管理することをせず、本件口座を対象司法書士個人に係る支払の引落口座としても用いて、保険事業者等への支払を行った結果、本件口座の残高は、令和3年5月時点で8617円であり、Aからの預かり金のほぼ全額が費消された状態にあったこと、(2)対象司法書士は、本件契約が終了してから現在まで、Aに対して、報酬金その他のAに返還すべき金額の一切を返還していないこと を理由に、令和5年12月8日付けで法務大臣より令和5年12月22日から2年の業務停止の懲戒処分を受けたもの。

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	効力発生日	措置の内容	措置事案の概要
令和7年度	令和7年11月23日	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、職務上請求の要件を満たさないにもかかわらず、調査会社である株式会社AからBの住所調査の依頼を受け、事実と異なる利用目的や依頼者名を記載して、令和3年7月16日、職務上請求を行い、Bの実父の改製原戸籍謄本2通を取得し、同月27日、職務上請求を行い、Bの戸籍謄本、改製原戸籍謄本及び戸籍の附票を取得し、同年8月頃、Bの住民票及び戸籍の附票の職務上請求を行い、取得したことを理由に、令和7年3月12日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。
令和7年度	令和7年11月10日	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、 (1) 平成27年12月15日、Aから夫に対する離婚請求及び財産分与請求等を委任し、平成28年9月20日に調停離婚が成立したが、財産分与が合意できず、平成30年9月19日に財産分与請求の調停を申し立てたところ、6期日のうち3期日についてAに無断で出頭せず、令和元年8月27日に調停不成立により審判に移行した後も、指定された3期日の全てについてAに無断で出頭せず、同年11月7日に取下げ擬制となった結果、Aは離婚の時から2年を経過するまでに協議に代わる処分を家庭裁判所に請求する権利を喪失したこと、 (2) 上記(1)の財産分与請求事件について、Aに対し、事件が調停から審判に移行したことを報告したのみで、その他の経過については報告せず、呼出しを受けた審判期日の連絡をせず、期日を欠席したこと、更に期日を欠席すれば取下げ擬制となること、その後取下げ擬制となったこと等を報告しなかったこと、 (3) 平成28年5月9日、財産分与対象財産の一部であるとして、Aの夫から預り金328万1682円を受領したところ、上記(1)の財産分与請求事件が取下げ擬制により終了した令和元年11月7日をもって委任契約は終了し、その後遅滞なくAに返還する義務があったにもかかわらず、これを返還しなかったことを理由に、令和7年2月12日付けで所属弁護士会から業務停止6月の懲戒処分を受けたもの。
令和7年度	令和7年11月3日	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、 (1) Aとの間で、平成29年10月17日、交通事故の損害賠償請求に関し、示談交渉、書類作成、第一審までの訴訟及び調停を内容とする委任契約を締結したが、令和3年8月4日の委任契約終了までの約3年9か月の間、委任事件に着手しなかったこと、 (2) Aに対し、経過の報告をせず、上記(1)の委任契約が遅くとも令和3年8月4日に終了したにもかかわらず、経過の報告をせず、着手金及び預り書類を返還しなかったことを理由に、令和7年3月6日付けで所属弁護士会から業務停止6月の懲戒処分を受けたもの。
令和7年度	令和7年10月31日	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、Aの国選弁護人に選任されたところ、令和5年8月7日、警察署に留置されているAから同人名義のキャッシュカードの宅下げを受け、同年9月末までに上記キャッシュカードを用いて口座から金員を引き出す必要がある業務が終了し、同年11月中旬にはAの第一審判決が確定して事件が終了したが、A、Aの親族及び加害者家族支援を主たる業務として活動する特定非営利活動法人Bが上記キャッシュカードの返還について対象弁護士に連絡をした後も、返還を行わなかったことを理由に、令和7年2月28日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。
令和7年度	令和7年10月30日	1年6か月間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	本件は、対象弁護士が、令和5年3月分から令和6年2月分までの12か月分の所属弁護士会の会費及び特別会費並びに日本弁護士連合会の会費の合計53万1600円を滞納したことを理由に、令和6年8月20日付けで所属弁護士会から業務停止6月の懲戒処分を受けたもの。
令和7年度	令和7年10月29日	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、 (1) 令和3年4月頃から令和6年6月頃まで、厚生労働省が行っている人材開発支援助成金などの雇用関係助成金各制度の計画及び支給申請を希望している事業者との間で助成金支給申請等における書類の作成や労働局への提出等を事業者にて代行して行う助成金申請代行業務に関する代行業務契約を締結している有限責任事業組合Aから、助成金申請代行業務を受任し、その大部分を株式会社Bに委託したところ、B社及びB社と雇用関係にある担当者が行う助成金申請代行業務は弁護士法第72条に違反すると疑うに足りる相当な理由があるにもかかわらず、B社及び上記担当者に十分な指揮監督を行わずに助成金申請代行業務を行わせて利用したこと、 (2) 令和3年2月5日、上記(1)のA組合に組合員として加入したところ、A組合は営利を目的とする業務を営む者であるにもかかわらず、営利業務従事届出書を提出しなかったことを理由に、令和7年3月12日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。

○契約弁護士等に対してとった措置について			
年度	効力発生日	措置の内容	措置事案の概要
令和7年度	令和7年10月16日	注意の措置をとることが相当である。	本件は、センターの常勤弁護士である対象弁護士が、令和6年10月当時、勤務していた法律事務所の代表弁護士として、センターの監事監査に関し、監事が回答を求めた監査項目について、合理的な理由なく回答をせず、かつ、事前に通知されていた同年11月20日の実地監査への立合いを拒否し、結局、監事による質疑に一切応じなかったことから措置の対象となった事案。
令和7年度	令和7年10月6日	3年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 令和4年3月頃、Aから地上権設定登記抹消登記手続請求訴訟を受任したが、Aの子であるBに対して、訴訟提起していないにもかかわらず、訴訟が進行している旨及び同年12月16日に判決が出たとの虚偽の報告を行い、それを隠蔽するために、自ら作成した判決文に、別の事件で取得した判決書の実在する裁判官署名と印鑑を貼り付ける方法で判決書を偽造したこと、</p> <p>(2) 令和2年11月4日、家庭裁判所より被後見人Cの成年後見人に選任されたところ、その職務のために預かり保管中であった成年後見人名義の預金口座から、令和4年7月1日から令和5年4月28日までの間に合計122万4000円を引き出し、このうち55万5000円をCの夫に生活費として支払ったが、その差額の66万9000円を自己のために費消し、Cの夫から上記預金口座の通帳の写しを見せてほしいと言われたことから、預金の着服を隠蔽するために、令和5年4月に上記通帳の取引履歴の一部を偽造したこと、</p> <p>(3) 令和4年4月21日、Dより自己破産申立事件を受任し、同月22日、Dより着手金50万円及び管財予納金等としての預り金50万円の合計100万円が対象弁護士名義の預金口座に振り込まれたが、対象弁護士の預り金口座に振り替えず、上記預り金50万円のうち49万9155円を弁護士会の会費等の目的外に使用したこと、</p> <p>(4) 令和4年8月8日、家庭裁判所より被後見人Eの成年後見人に選任されたところ、同年9月16日、Eの子から、現金8万8170円を預かったが、自己のために費消し、E名義の預金口座から、同年10月17日から令和5年4月14日までの間に合計138万9000円を引き出し、Eの入居する施設利用料等に合計86万5783円を支出したが、その差額の52万3217円を自己のために費消したこと。また、対象弁護士は、Eの成年後見人に選任された当初より、Eの亡くなった妻に負債があり、Eのために相続放棄をする必要があることを認識していたにもかかわらず、相続放棄の手続を放置し、熟慮期間を経過させたことを理由に、令和6年9月19日付けで所属弁護士会から退会命令の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和7年度	令和7年10月4日	1年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、以下の(1)から(4)までのとおり、補助者をして、複数回にわたり、消費者金融業者のATMが設置された施設の駐車場又はその付近において、当該施設を利用した者に対して、当該者の当該消費者金融業者に対する貸金返還債務の残高調査業務を対象司法書士に依頼するように勧誘し、消費者金融の利用者の窮状に乗じて過払金返還請求事件を探し求め、もって、司法書士の品位又は信用を損なう方法により、故意に、不当な手段を用いて業務の誘致を行ったことにより、令和6年5月13日付けで法務大臣より同月29日から業務停止2週間の懲戒処分を受けたもの。</p> <p>(1) 対象司法書士は、補助者をして、平成29年4月、某県某市内の消費者金融業者甲（以下「甲」という。）のATMコーナー付近の甲が共用する駐車場で、同ATMコーナーの利用者を待ち受けて、当該利用者に対して、当該利用者に対する債務の残高調査業務の勧誘を行った。その結果、対象司法書士は、同日、Aから、Aの甲に対する債務の残高調査業務の依頼を受けた後、Aの甲に対する不当利得返還請求事件に係る裁判書類作成業務及びAの消費者金融会社乙（以下「乙」という。）に対する不当利得返還請求事件に係る裁判書類作成業務を受任した。</p> <p>(2) 対象司法書士は、補助者をして、平成29年12月、某県某市内の甲のATMコーナー付近の甲が共用する駐車場で、同ATMコーナーの利用者を待ち受けて、当該利用者に対して、当該利用者の甲に対する債務の残高調査業務の勧誘を行った。その結果、対象司法書士は、同日、Bから、Bの甲に対する債務の残高調査業務の依頼を受けた後、Bの甲に対する不当利得返還請求事件に係る裁判書類作成業務等の業務を受任した。</p> <p>(3) 対象司法書士は、補助者をして、平成29年12月、某県某市内の甲のATMコーナー付近の甲が共用する駐車場で、同ATMコーナーの利用者を待ち受けて、当該利用者に対して、当該利用者の甲に対する債務の残高調査業務の勧誘を行った。その結果、対象司法書士は、同日、Cから、Cの甲に対する債務の残高調査業務の依頼を受けた後、Cの甲に対する不当利得返還請求事件に係る裁判書類作成業務を受任した。</p> <p>(4) 対象司法書士は、補助者をして、令和2年1月、某県某市内の乙のATMコーナー付近で、同ATMコーナーの利用者を待ち受けて、当該利用者に対して、当該利用者の乙に対する債務の残高調査業務の勧誘を行った。その結果、対象司法書士は、同日、Dから、Dの乙に対する債務の残高調査業務の依頼を受けた。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	効力発生日	措置の内容	措置事案の概要
令和7年度	令和7年9月1日	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 平成25年9月3日には、有限会社A、有限会社B、A社及びB社の代表取締役を務めていたC並びにA社及びB社の債務を連帯保証していたDから、債務整理又は破産手続申立事件を受任したが、委任契約書を作成しなかったこと、</p> <p>(2) 上記(1)の事件の受任に際し着手金及び預り金として合計500万円を受領したが、C、A社及びB社について、6年以上の間、破産の申立てを行わなかったこと、</p> <p>(3) 令和元年11月25日にC、A社及びB社から解任通知を受けたところ、裁判所に郵送した同人らにかかる破産申立書一式が裁判所に到達していない可能性があることを認識し得たにもかかわらず、裁判所に連絡するなどの措置を講じることなく、既に申立代理人としての権限を失っていた同月26日に上記申立書類を裁判所に受理させたこと、</p> <p>(4) 新たにC、A社及びB社の委任を受けた代理人弁護士Eから令和元年11月27日に送付された受任通知において、上記(2)の着手金及び預り金合計500万円並びに関係資料を返還するよう請求を受けたがこれに応じず、預り金等については令和2年12月30日まで精算をせず、関係資料については返還しなかったこと、</p> <p>(5) 平成30年10月30日、Dについて破産申立てを行い、平成31年1月16日に免責許可決定がなされて事件が終了し、Dからの預り金についての返還すべき金員があったにもかかわらず、令和6年10月31日まで精算しなかったこと</p> <p>を理由に、令和7年1月16日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和7年度	令和7年8月21日	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 対象弁護士の実母Aの手続代理人として、令和2年12月24日、Aの成年後見開始審判の申立てを行ったものの、申立書の財産目録にA名義の普通預金口座及び定期預金口座を記載せず、また、令和3年4月8日、Aの成年後見人であるB弁護士から上記各預金口座の通帳及び銀行印の引渡しを求められたにもかかわらず、上記普通預金口座から50万円を払い戻し、同月12日、上記通帳等の引渡しを拒んだこと、</p> <p>(2) 令和3年4月9日、成年後見人が選任されているAの住所を対象弁護士の自宅住所に変更する届出をしたこと、</p> <p>(3) 上記(1)の成年後見開始審判の申立ての結果、Aが事理を弁識する能力を欠く常況にあると裁判所から判断されて成年後見人が選任されたにもかかわらず、令和3年4月14日、Aと財産調査等を内容とする委任契約を締結し、同日、B弁護士から上記委任契約を取り消された後も、Aの代理人としてB弁護士に対し数々の要求行為等を繰り返したこと、</p> <p>(4) Aが入所するサービス付き高齢者向け住宅を運営する一般社団法人Cに対し、B弁護士とAとの面会を拒否するよう指示、助言し、また、B弁護士が令和3年4月28日にAとCとの契約一切を解約したにもかかわらず、これが無効であるとした上で、C法人に対し、同月30日のAの退所を拒否するよう指示、助言したこと、</p> <p>(5) Aの代理人であるとして、B弁護士にAの財産状況の報告を求め、それを拒否したB弁護士に対し、令和3年8月6日付けで送付した書面において、背任罪として告発する旨を記載したこと</p> <p>を理由に、令和7年3月18日付けで、日本弁護士連合会から、令和6年5月23日付け所属弁護士会による戒告の懲戒処分が変更された業務停止1月の裁決を受けたもの。</p>
令和7年度	令和7年8月20日	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、A会社を解雇されたBの依頼を受け、A社に対して解雇無効等確認請求の訴訟を提起したところ、令和4年4月27日にBの同僚であるCから電話で事情聴取をした際、会話を録音し、Cが会話内容をA社に知られることを拒否していたにもかかわらず、録音の一部を反訳してCが上司を快く思っていないことが分かる部分を記載した報告書を作成し、同年12月20日、Cに無断で証拠として裁判所に提出してCの秘密を漏洩したことを理由に、令和7年3月18日付けで、日本弁護士連合会から、令和6年9月3日付け所属弁護士会による業務停止2月の懲戒処分が変更された業務停止1月の裁決を受けたもの。</p>
令和7年度	令和7年8月20日	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) Aから、同人が平成24年3月に自動車に衝突された事故について、令和元年9月18日に言い渡された控訴審判決に対する上告及び上告受理申立てを受任したところ、上告理由書及び上告受理申立理由書の提出期限を徒過したため、令和2年1月17日に却下決定がなされ、その送達を受けたにもかかわらず、Aに報告せず、Aの問合せに対して、いまだ結果は出ていない旨の当座しのぎの虚偽の回答を繰り返すなどして、Aが自ら裁判所に問い合わせたことにより上記却下決定を確認するまでの1年7か月以上にわたり、真実の顛末を報告しなかったこと、</p> <p>(2) 令和2年5月28日に回収した上記(1)の事故の損害賠償金22万4720円について、上記(1)の却下決定がなされた時点で速やかにAに返還すべきところ、1年近く返還しなかったこと、</p> <p>(3) Aからの預り金を保管するに当たり、入出金の年月日及び金額並びに入金の目的及び出金の用途を記録せず、上記(1)の事故に係る事件の終了時点で収支報告を行わず、Aからの預り金を一定期間目的外に流用したこと</p> <p>を理由に、令和7年1月7日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	効力発生日	措置の内容	措置事案の概要
令和7年度	令和7年8月1日	3年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、令和2年11月、Aから、Aの父B（令和2年死亡。以下「被相続人」という。）の預貯金解約業務を含む相続財産管理承継業務を受任し、令和2年12月、被相続人の相続人であるA、C及びDの間で被相続人の相続財産に係る遺産分割協議が成立し、同日、遺産分割協議書が作成されたところ、A、C及びDから、被相続人の名義の預貯金解約業務を含む相続財産承継業務を依頼され、次の金融機関等の被相続人名義の預貯金口座等の解約手続きを行い、対象司法書士名義の預り金口座へ送金を受けたが、その合計1001万1750円を自己のために費消し、もって業務上自己の占有する他人の物を横領した</p> <p>(1) 甲信用金庫 預金等261万7907円（令和3年1月受領）  (2) 乙銀行 預金123万2260円（令和3年1月受領）  (3) 丙農業協同組合 貯金379万1147円（令和3年2月受領）  (4) 丙農業協同組合 共済契約解約返戻金216万6856円（令和3年2月受領）  (5) 丁銀行 預金20万3580円（令和3年3月受領）</p> <p>ことを理由に、令和7年1月28日付けで法務大臣より業務禁止の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和7年度	令和7年7月29日	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 令和3年2月17日に死亡したAの相続人であるBの代理人として、Aの公正証書遺言に基づき遺言執行者に就任したDを被申立人とする遺言執行者解任申立審判事件を同年8月1日付けで申し立てたところ、上記事件の取下書を裁判所に提出していなかったにもかかわらず、D及びその代理人であるC弁護士に対し、令和4年3月26日付けで、既に上記事件を取り下げた旨を通知し、Dに対し、Aの遺言に基づく金銭をBに至急支払うことなどを求めたこと、</p> <p>(2) 令和4年4月5日付けで上記(1)の事件の取下書を提出し、上記(1)の事件は同月7日に終了したにもかかわらず、Bの代理人として同年5月15日付けで申し立てたDを債務者とする仮処分命令申立事件の申立書において、上記(1)の事件が同年3月30日付け取下書をもって終了したと主張するとともに、実際に受け付けられた同年4月5日付け取下書とは異なる対象弁護士名義の同年3月30日付け取下書の写しを疎明資料として裁判所に提出したことを理由に、令和6年11月26日付けで所属弁護士会から業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和7年度	令和7年7月23日	2年6か月間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、株式会社Aの代表取締役Bから同人が死亡した後のAの整理とそれまでの運営を依頼されたところ、令和2年11月3日にBが死亡し、その後の対象弁護士らの取締役選任手続と対象弁護士の代表取締役選任手続は無効であるにもかかわらず、手続上瑕疵のあるこれらの選任手続に積極的に関与し、A社の代表取締役の立場を利用して、令和3年、株主総会の議決を経ないまま、A社が有償で自己株式を取得した1株当たり3800円から7500円の価格を著しく下回る1株当たり1000円で7300株を自己に譲渡し、令和4年11月8日にA社に7300株を1株7500円で譲渡し、同月11日に対象弁護士の子CにA社の自己株式1万1100株を1株1000円で譲渡し、また、令和2年11月9日に回収したA社の資産である現金1億2000万円は会社の状況に大きな影響を及ぼすにもかかわらず、Dらを含む株主に対して説明を行わなかったことを理由に、令和6年12月2日付けで所属弁護士会から業務停止10月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和7年度	令和7年6月28日	1年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) Aから、平成30年5月頃から同年9月頃までの間に債権仮差押命令申立事件及び告訴事件を受任するに当たり、弁護士報酬に関する事項を含む委任契約書を作成しなかったこと、</p> <p>(2) 令和3年1月頃、Aから受任した離婚等請求控訴事件に関し、高等裁判所が令和2年12月24日に言い渡した判決につき、Aから委任を受けることなく、上記事件の第一審事件の受任後にAから交付を受けた白紙委任状を使用し、代理人として最高裁判所に対し上訴手続をし、また、令和3年7月7日までの間、Aに対し、上記判決及び上訴手続につき報告しなかったことを理由に、令和6年2月20日付けで所属弁護士会から業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	効力発生日	措置の内容	措置事案の概要
令和7年度	令和7年6月28日	3年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 平成30年11月1日、Aから金融業者7社に対する過払金返還請求事件の委任を受けたところ、Aの代理人として、Aの了解を得ることなく、B社との間で令和3年3月2日付け合意書を締結したこと、</p> <p>(2) 職務上の預り金として対象弁護士の預り金口座に令和3年8月25日に入金された23万円、令和4年1月7日に入金された95万8385円、同年5月13日に入金された250万円、令和5年3月28日に入金された100万円を、事務所経費等に私的に流用したこと、</p> <p>(3) 預り金口座として使用していた対象弁護士名義の預金口座につき、口座名義に預り金口座であることを明示する文字を用いず、また、所属弁護士会に届け出ず、さらに、預り金以外の出入金口座としても使用し、自己の金員と明確に区別しなかったこと、</p> <p>(4) 上記(1)の過払金返還請求事件の委任を受け着手金を受領したものの、受任事件の報告をしたのは令和2年にAから受けた電話での報告のみで、その後、更に1年以上経過した後Aから架電を求める連絡があったにもかかわらず連絡をせず、また、上記(1)の合意書の締結を報告せず、上記合意書に基づく過払金の入金に対象弁護士の口座にあったことを報告しなかったこと、</p> <p>(5) Aから令和4年8月8日付けの解任通知を受領し、その後受任したAの代理人弁護士から説明を求められたにもかかわらず、Aに対しても上記代理人弁護士に対しても、何ら連絡を取らず、報告をしなかったこと、</p> <p>(6) 上記(5)の解任通知が届き委任が終了したにもかかわらず、B社から振り込まれた過払金をAに返還しなかったこと、</p> <p>(7) Cの親族であるDの国選弁護士として保釈請求を行い、令和5年3月28日、裁判所から保釈保証金のうち100万円の還付を受けたが、その出捐者であるCに対して還付された保釈保証金を返還しなかったこと、</p> <p>(8) 令和5年5月分から同年12月分まで8か月分の所属弁護士会及び日本弁護士連合会の会費合計27万4400円を滞納したこと</p> <p>を理由に、令和6年11月5日付けで所属弁護士会から退会命令の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和7年度	令和7年5月19日	3年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 弁護士又は弁護士法人ではないにもかかわらず、広告業務委託料の名目で報酬を得る目的で、国際ロマンス詐欺等に関する法律事件を周旋することを業としていたと疑うに足りる相当の理由のある者である株式会社Aを利用したこと、</p> <p>(2) 所属する法律事務所のウェブサイト上に、国際ロマンス詐欺等に関し「返金の可能性は必ずあります」「返金実績多数」「相談者様の詐欺被害ケース」等の表示を掲載したこと、</p> <p>(3) A社から紹介されて業務委託契約を締結した事務員に対し、上記(2)のウェブサイト閲覧者からの事情聴取、報酬額の決定、委任契約締結手続、銀行宛て口座凍結要請文書や弁護士会照会書面の作成、返還請求先との和解交渉等を対象弁護士の名義を利用して行うことを許諾したこと、</p> <p>(4) 令和5年6月頃、Bから国際ロマンス詐欺に関する法律事件を受任し着手金22万円を受領したが、Bに対する事件の見通し、処理の方法並びに弁護士報酬及び費用の説明を上記(3)の事務員に委ね、自らは依頼者であるBから得た情報に基づき、事件の見通しや処理の方法について適切な説明をしなかったこと</p> <p>を理由に、令和6年10月15日付けで所属弁護士会から業務停止2年の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和7年度	令和7年5月2日	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 令和元年11月25日、Aとの間で、同人の配偶者が亡くなった原因を明確化するため、証拠保全申立て等を委任事項とする委任契約を締結したところ、Aから複数回にわたり督促を受けていたにもかかわらず、解任された令和5年2月6日まで、上記申立て等を履行しなかったこと、</p> <p>(2) 上記(1)の委任契約を締結した頃、Aから預かった音声データをパソコンに保存したものの、電子データを保存したパソコンが故障した場合に備えた対策を講じておらず、パソコンが故障したことにより、Aからの返還の求めに応じなかったこと</p> <p>を理由に、令和6年7月16日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和7年度	令和7年5月2日	1年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、所属弁護士会に対し、依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程第11条第1項に基づき、毎年6月30日までに提出する義務を負う年次報告書を、令和元年から令和4年まで、毎年、提出期限後も提出しなかったことを理由に、令和6年7月4日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	効力発生日	措置の内容	措置事案の概要
令和7年度	令和7年5月2日	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が以下の(1)から(8)までの経過により、対象司法書士の補助者であったAが、対象司法書士が成年後見人として選任されていたB及びC（以下、Bと併せて「本件被後見人ら」という。）の財産管理業務を担当していたところ、Aが、本件被後見人らの名義の口座から、合計1771万8526円を横領していたことを理由に、令和6年10月11日付けで法務大臣より同月12日から業務停止1か月の懲戒処分を受けたもの。</p> <p>(1) 対象司法書士は、平成26年12月、家庭裁判所の審判によりBの成年後見人に選任され、令和元年11月、家庭裁判所の審判によりCの成年後見人に選任されたところ、当時補助者をしていたAに、本件被後見人らの日常生活における金銭の出金、送金、通帳の記載及び金銭出納帳の記載等の財産管理の業務の補助を担当させた。</p> <p>(2) Aは、少なくとも平成29年6月から令和4年4月までの間、B名義の口座から現金を繰り返し出金し、合計1580万0821円を自己の用途に使用するために着服し横領した。</p> <p>(3) Aは、令和3年7月から令和4年4月までの間、C名義の口座から現金を繰り返し出金し、合計191万7705円を自己の用途に使用するために着服して横領した。</p> <p>(4) Aは、上記(2)及び(3)に際し、家庭裁判所への定期報告の際に領収書の添付を求められない10万円以下の金額で本件被後見人ら名義の口座から出金し、本件被後見人らの生活費、物品購入及びリフォーム費用等のための出金として通帳に記入した上、金銭出納帳に収入記録を記載しなかった。また、Aは、偽造した領収書の写しを添付し、本件被後見人らのために出金がされたかのように装った。</p> <p>対象司法書士は、Aに対して、家庭裁判所に提出する定期報告書について事前に必ず対象司法書士の確認を受けるよう一定の指導をしていたが、Aを信頼していたことから、Aの作成した定期報告書の確認を怠った。また、事務所の金庫に保管されている本件被後見人らの通帳の残高と本件被後見人らの自宅に保管されている金銭出納帳の原本の残高との突合を怠ったため、Aが横領している事実気付かなかった。</p> <p>(5) Aは、令和4年5月、対象司法書士に対し、本件被後見人らの口座から金銭を横領していたことを自白し、同月、警察署に出頭した。</p> <p>(6) 対象司法書士は、令和4年6月、AがC名義の口座から横領した金額と同額をC名義の口座に振り込んだ。</p> <p>(7) 対象司法書士は、令和4年7月、AがB名義の口座から横領した金額と同額をB名義の口座に振り込んだ。</p> <p>(8) 対象司法書士は、上記(4)のとおり、Aに対する監督義務を怠り、Aが上記(2)及び(3)の横領行為をすることを可能とさせ、その結果、本件被後見人らに1771万8526円という損害を発生させた。</p>
令和7年度	令和7年5月1日	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 平成30年6月、Aから債務整理事件を受任し、平成31年1月10日までに合計40万円の弁護士費用を受領したにもかかわらず、令和5年3月29日付けで委任契約が解除されるまで、破産手続開始申立てを行わなかったこと、</p> <p>(2) 上記(1)の事件について、Aから再三にわたり、債権者に訴訟提起をされた旨の連絡や状況確認の問合せを受けながら、令和元年9月以降は全くこれに回答しなかったこと、</p> <p>(3) Aから上記(1)の委任契約の解除とともに、支払済みの弁護士費用40万円の返還を求められたが、その清算を行わなかったことを理由に、令和6年8月6日付けで所属弁護士会から業務停止3月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和7年度	令和7年4月9日	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) Aから離婚後の年金分割の手続の依頼を受けたが、期限を徒過したことにより、Aの年金分割の権利を喪失させ、事件処理の経過をAに適切に報告しなかったこと、</p> <p>(2) Bが申し立てた財産分与調停事件において、相手方の代理人となったところ、令和元年12月20日に成立した調停条項に基づき、対象弁護士が相手方代理人としてBを住宅ローンの連帯債務者から除外する申請手続を行うことになったが、Bへの書類等を依頼する連絡が令和2年6月になってからと遅れ、同月中にBが対象弁護士に書類を送付したにもかかわらず、住宅ローン会社から求められた書類提出期限である同年10月中旬に住宅ローン会社に書類を送付せず、同年12月1日を過ぎてもBに手続完了の連絡をしなかったこと、</p> <p>(3) 令和2年3月8日、Cから、債権者5社を相手方とする債務整理等事件を受任し、着手金11万円を受領したにもかかわらず、債権者に対する受任通知を送付することもなく、1年9か月以上事件処理をせずに放置したこと、</p> <p>(4) 令和2年8月頃、Dから、元配偶者に対する損害賠償等請求事件について、訴訟提起を前提として受任し、同月21日に着手金35万円を受領したが、令和3年11月頃、連絡が取れない状態を継続させ、令和4年3月まで訴訟提起に至らなかったことを理由に、令和6年6月5日付けで所属弁護士会から業務停止6月の懲戒処分を受けたもの。</p>